

申27号



人事・賃金制度の見直しに関する 第2次解明交渉 第8回目 **その1**

本日、「人事・賃金制度の見直しに関する第2次解明」の第8回交渉を行いました。
項目は、一般社員の試験制度について第51～56項と、賃金制度について第57～65項を議論しました。残り63項目、引き続き解明交渉を進めていきます！

確認事項 ~詳細は交渉のポイントをご覧ください!~

◇第51項 昇進試験の一部免除制度について

- ・指導職・主務職・統務職試験の一次試験合格者については、これまで同様、翌年1回に限り同一試験における一部免除(一般教養)を行う。
- ・実践管理者研修修了者に対して、統務職試験における一部免除(一般教養)を行う。

◇第52項 制度移行時に昇格した場合の在級年数の計算方法について

- ・制度改正前に、既に6等級に昇格した人と、1年遅れて主任職等試験に合格し5等級に昇格する人は、どちらも制度移行時に主務職となる。この場合、特に損はないので、次の統務職試験に対する在級年数の計算方法は同じとなる。救済措置等は設けない。
- ・一方、制度改正前に2等級または4等級に昇格した場合は、制度移行時に係職・指導職になるが、次の試験に対する在級年数を経過措置として1年短縮する。

◇第53項 運転士試験合格後「特に指導職1等級」に昇格した後の在級年数について

- ・現行制度では、9月頃に運転士に発令され、その年も在級年数にカウントされるが、新制度では翌年4月からのカウントとなる。これにより、運転士試験で指導職になる場合も、通常の試験で指導職になる場合も、主任職試験を受ける時期が同じとなる。
- ・基本的に、新制度では入社から主務職までの期間を現行制度と同じにしている。(短縮制度を使わない場合)

◇第54項 55歳以上の組合員は昇職試験・昇格試験を受験できるのか

- ・現行どおり、年齢制限は行わない。(全ての試験は受験可能)
- ・昇給額・昇格昇給額は、基本給支給率の経過措置同様の支給率とする。
(例えば、経過措置で90%となっている場合、昇給額・昇格昇給額も90%となる)
- ・仮に定年延長となった場合でも、同様の扱いとなる。

その2に続く